

	質 問 事 項	回 答
1	<p>8ページ 3.2.2 プロポーザル参加資格要件(5) ④について、日ノ浜浄水場のみ電気主任技術者の第三者委託ができない旨記載されておりますが、この理由についてご教示お願い致します。また参考として、日ノ浜浄水場の電気主任技術者配置について現状どのように対応されているかご教示願います。</p>	<p>日ノ浜浄水場については、浄水場構外に保安上の責任分界点である区分開閉器電源側接続点があり、その接続点から高圧電線路が約1kmにわたり市道内に地中埋設され、構内へ配電されております。構外の電線路は一般公衆に危険を及ぼす恐れがあり、保安上支障があるため、みなし設置者が第三者へ委託できないものとしています。</p> <p>日ノ浜浄水場については、企業局職員を電気主任技術者として配置しています。</p>
2	<p>17ページ 7.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、貴局は「一定期間内」に修復策の提出および実施を求めることができる、とありますが、「一定期間内」はどのくらいの期間でしょうか。</p>	<p>事業の継続が困難になった理由や影響等を勘案し、発注者と受注事業者が協議し、期日を指定するものと考えています。</p>

	質 問 事 項	回 答
1	<p>7ページ 3.2.2 モニタリング</p> <p>「企業局は、定期的および必要に応じてモニタリングを行うものとする。」とありますが、定期的に行うモニタリングの頻度はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>企業局が実施するモニタリングについては、半年に1回程度の頻度を想定しています。</p>
2	<p>10ページ 4.3.5 本事業終了後における設備の状態</p> <p>本事業の管理業務においては点検業務までが業務範囲であることから、事業期間中に受注事業者が適切な点検整備を行ったうえで、更新が必要となる設備は受注事業者からの提案により貴市のご負担で更新されるものと理解しますがよろしいでしょうか。</p>	<p>受注事業者から設備の更新を提案された場合には、企業局がその必要性等を判断し、企業局の負担で更新するものとなります。</p>
3	<p>10ページ 4.3.5 本事業終了後における設備の状態</p> <p>「著しい損傷がない状態（事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態）で、企業局へ引き渡すこと。」とありますが、本事業で更新整備する設備の中には、事業期間内に耐用年数に達する設備もあります。設備更新が必要となる場合、当該更新工事は本事業に含まれず、別途発注の扱いになると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>業務要求水準書第1章4.3.4耐用年数のとおり、更新整備対象設備は、地方公営企業法に規定する耐用年数以上を維持できる仕様とすることとしています。事業期間内において、設備の更新が必要となった場合には、その工事内容により、発注方法を判断するものとなります。</p>
4	<p>31ページ他 3.3.3 高区浄水場保全管理業務他(2)エ②</p> <p>降雪により、通行および維持管理に支障を及ぼすような場合は、別途重機等による除雪を行うこととし、その費用は、事業者の負担とするとありますが、特に高区の場合、除雪実施の必要性については事業者側で判断してもよろしいでしょうか。また、この定義は他施設についても同様と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>31ページ他 3.3.3 高区浄水場保全管理業務他(3)ア、イ</p> <p>ア建築設備点検業務およびイ建物床清掃に関し、法令点検以外の実施頻度については事業者側の提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。また、この定義は他施設についても同様と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>35ページ 3.3.6 笹流ダム管理業務要求水準(2)エエその他点検業務等について、業務規模感把握のため内容をご教示願います。</p>	<p>堆砂量の測定は、これまで測量会社に委託していません。トンネルの点検は、企業局職員によるコンクリートの目視点検やハンマーでのたたきを行っています。また、日常の点検や測定については、前庭広場の開放時期には管理人が実施し、閉鎖時期には笹流送水ポンプ場の点検時に実施しています。</p>

	質 問 事 項	回 答
7	44ページ 3.6.1 見学者対応業務 見学者の数や頻度はどのように想定されているでしょうか。	平成29年度の実績は、約20件（8月5件、9月3件、10月8件など）、見学者数は約700名（5～130名）となっています。
8	47ページ 5.2 事業終了時の引継業務実施の留意事項 前事業者が作成した運転マニュアルの著作権を企業局に帰属し、後継事業者への引継ぎを実施する際、前事業者のノウハウ的な部分について（独自に設定している基準等）の取り扱いについては別途協議とさせて頂きたく、宜しくお願い致します。	発注者と受注事業者が、別途協議します。
9	104ページ 業務要求水準書 別添資料7 点検整備とは「定期点検時に部品交換等の修繕を伴う点検業務」とあり、業務要求水準書別添資料8に点検整備の周期が示されています。「周期は目安とする」とあることから、点検整備の項目や周期、交換する部品等については事業者の提案によるものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。

	質 問 事 項	回 答
1	1ページ 第2条(5) 役割分担の詳細については、構成企業の役割分担という理解（協力企業等は含まず）でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2ページ 第5条1(2) 第2号の「各設備の工事業務完成後」という文言は、「各設備の建設業務完成後」と読み替えても宜しいでしょうか。	建設業務は、設計業務および工事業務の総称であり、管理業務の開始を明確にするため、「各設備の工事業務完成後」としています。
3	2ページ 第6条7 「受注事業者は、SPCの設立後、速やかに出資の誓約および保証する書類(任意様式)を発注者に提出するものとする。」とありますが、出資の誓約および保証する書類とはどのようなものでしょうか。目的や記載すべき事項をご教示願います。株主間協定書で宜しいでしょうか。	発注者である函館市企業局に対し、SPCの設立に関する誓約や保証することのほか、SPCを設立した年月日、構成企業の出資金額・割合、基本協定書に基づく概要等を明記した書面（別紙の出資者保証書を参照）を考えていますが、記載内容等は、発注者と受注事業者が協議して整理します。
4	2ページ 第6条4 以下の文言を追加することは可能でしょうか。 (3)「その他、受注事業者からの求めがあり、発注者がこれを合理的であると判断した場合」	文言は、基本協定締結までに発注者と受注事業者が協議して整理します。
5	4ページ 第11条1 基本協定の有効期間本事業の終了日までとありますが、知的所有権、秘密保持、公表、仲裁等の項目が、事業が終了しても守るべき事項として残るかと思われませんがこの取り扱いについてお示し下さい。	秘密保持および公表（開示）は、第9条によります。また、発注者に帰属しない知的所有権および第13条は、お見込みのとおりです。

	質 問 事 項	回 答
1	<p>2ページ 第5条(3)</p> <p>「株主は、SPCの経営を監督し、～」とありますが、この表現では株主がSPCの債務を保証することを約束したと法的に解釈される恐れもあります。株主はSPCの債務履行に関して、保証人の地位を引き受けるものではない旨の追記検討をお願いします。</p>	<p>文言は、基本契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
2	<p>4ページ 第10条2(10)</p> <p>「株主は、SPCが債務超過に陥った場合、または資金繰りの困難に直面した場合には、SPCへの追加出資または株主融資に応じること。」とありますが、これは株主の義務では無く、「SPCを倒産させないよう最大限努力する」および「SPCが事業契約の債務を履行できるように最大限の努力をする」と同様に、努力事項であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>文言は、基本契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
3	<p>4ページ 第10条6</p> <p>「株主は、第2項第3号、第4号、第5号、第6号および第7号に規定される義務違反に基づく発注者への損害賠償義務を連帯して履行することを発注者に誓約するものとする。」とありますが、発注者への損害賠償義務とはどのような内容でしょうか。</p>	<p>株式等の内容や行使などで紛争等が生じて本事業の履行に影響を与えるなど、発注者にも損害が生じた場合等を想定しています。</p>
4	<p>6ページ 第14条3(2)</p> <p>第1項の規定にかかわらず、発注者および受注事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。とあり、(2)法令等（函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号。その後の改正含む。）に従い開示が請求される場合とあります。情報公開請求の求めにより、受注事業者が提出する業務提案書等について開示請求があった場合、事前の通知時に開示を拒む事は可能でしょうか。</p>	<p>実施要項8.6.2の規定により、提案書等の著作権は、プロポーザル参加者に帰属することになるため、事前の通知をする上としてしています。また、函館市の情報公開制度において、非公開事項（法人等に関する情報）に該当する場合は、開示を拒むことが可能となります。</p>

	質 問 事 項	回 答
1	<p>3ページ 第4条 本契約とは事業契約書、基本協定書、基本契約書を意味するとの理解でよろしいでしょうか。また、上記3契約書の優先順位を御教示ください。</p>	<p>本契約は、事業契約書を示しています。 基本協定は、第1条に記載しているとおおり、基本契約書および事業契約書の締結に向けた目的としているため、各契約書とは別に取り扱うものと考えております。また、事業契約書と基本契約書は、事業契約書を優先します。</p>
2	<p>4ページ 第7条2,3, 第21条, 第23条2, 第26条3他「直ちに」を「遅滞なく」に変更可能でしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
3	<p>4ページ 第8条3 事業対価額の変更が行われるのは「必要があると認められるとき」に限定されています。事業実施要項等の変更があった場合には、必ず事業対価額の変更が行われるように変更可能でしょうか。</p>	<p>事業実施要項等の変更は、事業対価額に影響しない場合が想定されるほか、第49条、第58条や第68条等も事業対価額の変更に関する事項を規定していることから、「必要があると認められるとき」としています。 なお、文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
4	<p>7ページ 第19条 新設する施設の火災保険は、工事期間中は受注事業者または構成企業が付保、引渡し後は貴局が付保するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>8ページ 第23条3 臨機の措置の内容について、貴局・SPC間の協議事項とすることは可能でしょうか。</p>	<p>協議事項と考えています。</p>
6	<p>8ページ 第24条 「発注者の責めに帰すべき事由」は、第25条第2項の文言と同様にするため、「発注者の指示、第39条に規定する支給材料および貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由」と修正することは可能でしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
7	<p>8ページ 第24条 「本業務の実施において生じた損害～は、受注事業者が負担する。」とありますが、「本業務の実施において生じた損害～のうち、受注事業者の責めに帰すべき事由により生じた事業履行にかかる損害については、受注事業者が負担する。」としていただけないでしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
8	<p>8ページ 第25条 「本事業における業務を行うにつき第三者に及ぼした損害～」とありますが、「本事業における業務を行うにつき、受注事業者の責めに帰すべき事由により第三者に及ぼした損害～」としていただけないでしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
9	<p>10ページ 第26条8 「～管理業務において受注事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、発注者および受注事業者とが協議のうでで支払うものとする。」とありますが、不可抗力は事業者でコントロールし難いリスクであり、受注事業者の費用負担は無いものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、受注事業者からの請求は、発注者側で精査することから「・・・協議のうえ・・・」と記載してます。</p>

	質 問 事 項	回 答
10	<p>11ページ 第28条2 当該成果品の内容を発注者は自由に公表できるとありますが、基本契約書12条(権利義務譲渡の禁止)、14条(秘密保持義務)のどちらが優先されるのでしょうか。</p>	<p>第28条は、受注事業者から企業局への引渡し後、基本契約書の第12条は、第三者への譲渡等定であることから、別の規定となります。また、公表にあたっては、基本契約書の第14条第2項および第3項の規定と合わせて判断するものと考えております。 なお、詳細は、発注者と受注事業者が協議します。</p>
11	<p>12ページ 第29条 「費用を負担」を「費用及び損害」と変更することは可能でしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
12	<p>13ページ 第33条1 「受注事業者は、設計業務の技術上の管理を行う設計業務責任者を定め、～」とありますが、設計業務責任者の配置条件があればご教示願います。</p>	<p>設計業務責任者は、第33条に規定する「設計業務の技術上の管理」を遂行できる能力を有することが条件となります。</p>
13	<p>17ページ 第41条 発注者および受注事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、発注者および受注事業者の関係者により構成する協議会を設置するものとする。とありますが、協議会の構成と開催の頻度についてご教示願います。</p>	<p>本事業の期間中、発注者および受注事業者から業務改善や本市水道事業に有益となる様々な提案が成されることが想定されることから、協議会の構成や開催頻度は、受注事業者との協議により決めます。</p>
14	<p>17ページ 第42条 設計業務に関する地元業者との交渉は発注者が行うとありますが、具体的にどのような場合を想定しての条項でしょうか。</p>	<p>各種許認可に関する関係機関との事前確認や用地の取得が必要な場合の協議など、必要に応じて地元関係者と交渉することを想定しています。</p>
15	<p>19ページ 第47条、第48条 事業実施要領にその品質が明示されていない場合、工事で調合、見本検査を必要とする工事材料は発注者と受注者の協議で決めるとありますが、協議結果で当初予算よりその価格が高くなった場合の増額は考慮対象でしょうか。</p>	<p>工事材料等の価格の増減は、建設業務全体で調整して建設業務対価額を超えないことを基本的に協議することを考えていますが、建設業務対価額が変更となる場合は、同条第6項、第56条や第57条等の規定により対応するものとなります。 なお、詳細は、発注者と受注事業者が協議します。</p>
16	<p>20ページ 第49条1 第2文の「またはその他発注者の責めに帰すべき事由」は、第25条第2項の文言と同様にするため、「第39条に規定する支給材料および貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由」と変更することは可能でしょうか。</p>	<p>文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。</p>
17	<p>21ページ 第50条3 SPCが確認書を受領できるようすることは可能でしょうか。</p>	<p>同条第1項および第4項の規定により、受注事業者であるSPCが、確認書を受領することになります。</p>
18	<p>21ページ 第50条4 受注者の意見を聴いた上での期間延長に伴い、受注事業者側に責のない場合に発生した費用増分の取扱いについてご教示願います。</p>	<p>当該期間延長に伴う費用も含め、受注事業者から意見を聴くこととなります。費用が発生する場合は、No.15の回答と同様になります。</p>

	質 問 事 項	回 答
19	21ページ 第50条5 事業実施要項等・提案書・設計図書の訂正・変更を行うかどうかは、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	発注者と受注事業者による協議および合意事項と考えています。
20	21ページ 第51条 発注者は、必要があると認めるときは、事業実施要項等の変更内容を受注事業者に通知して、事業実施要項等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは建設業務期間もしくは建設業務対価額を変更し、または受注事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。とありますが、(後段第58条との整合性も鑑みて)事業実施要項等の変更内容は、発注者と受注事業者とが協議により定めるべきと思慮しますが如何でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	22ページ 第53条1 「延長変更」を「延長」と変更することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
22	22ページ 第54条1 建設業務期間の短縮を行うかどうかは、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	発注者と受注事業者による協議および合意事項と考えています。
23	22ページ 第54条2 本項に基づく延長期間の決定については、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	発注者と受注事業者による協議および合意事項と考えています。
24	23ページ 第55条1, 第57条3, 第57条7他 『ただし』書きを削除することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
25	23ページ 第57条1 「本契約締結の日から12月を経過した後」は、「本契約締結後」に変更することは可能でしょうか。	本市の契約約款に準拠していることから、変更は難しいものと考えております。
26	23ページ 第57条1 賃金水準、物価水準の変動の判断基準についてご教示願います。	第2条第13号に規定する統計データにより判断することになりますが、詳細な指標項目につきましては、発注者と受注事業者が協議して決定したいと考えています。 なお、文言の修正が必要な場合は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
27	23ページ 第57条2 「～変動前残建設業務対価額の1,000分の15を超える額につき～」とありますが、数値設定の根拠について、ご教示願います。	本市の工事請負契約約款に準拠しています。



	質 問 事 項	回 答
28	26ページ 第63条3 「ただし、不可抗力により生じた増加費用は、第26条の規定により、発注者および受注事業者が負担する。」とありますが、受注事業者ではコントロールし難いリスクであり、受注事業者の費用負担を除外いただけないでしょうか。	第26条も含め原案を基本としますが、詳細は、発注者と受注事業者が協議します。
29	27ページ 第68条1 管理業務の内容変更・中止は、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	同条に規定しているとおり、発注者と受注事業者による協議および合意事項と考えています。
30	27ページ 第70条 事業実施要項等の変更により対応するかどうかは、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	同条に規定しているとおり、発注者と受注事業者による協議および合意事項と考えています。
31	29ページ 第72条4,5 「受注事業者による申出」をいつまでに行うのか、明確にすることは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
32	29ページ 第74条3 「必要な費用」を「受注事業者に生じた費用及び損害」に修正することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
33	33ページ 第81条 発注者側の支払遅延により、受注者側が工事をやむなく中断せざるを得なくなった際の受注者側にかかるコスト増は発注者側で負担いただけると解釈してよろしいでしょうか。さらに契約期間の延長も伴うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	34ページ 第83条1, 第87条1, 2 更新施設の建設業務は、土木建築工事が遅延した場合に影響を受け、本条で定めた期間内に終了しない可能性があります。この場合の遅延はSPCの責めに帰すべき事由ではないことを明確にすることは可能でしょうか。	土木建築工事の遅延は、発注者の責めに帰すべき事由となりますので、第53条が適用されます。 文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
35	36ページ 第87条1(4) 第49条を削除することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
36	36ページ 第87条1(8) 「業務要求水準」の定義を規定することは可能でしょうか。	第4条をご参照ください。

	質 問 事 項	回 答
37	36ページ 第87条2 解除については、貴局・SPCの協議・合意事項とすることは可能でしょうか。	協議および合意事項と考えており、文言は、事業契約締結までに、発注者と事業者が協議して整理します。
38	38ページ 第90条1(1) 「建設業務対価額が3分の2以上減少」とありますが、数値設定の根拠について、ご教示願います。	本市の工事請負契約約款に準拠しています。
39	38ページ 第90条1(3) 「変更契約締結日の属する年度の管理業務対価額の額が3分の2以上減少したとき」とありますが、数値設定の根拠について、ご教示願います。	本市の委託契約約款に準拠しています。
40	38ページ 第91条4 受注事業者が民事再生法の適用を受け、工事継続不可能となった場合でも違約金が発生するのでしょうか。	民事再生法に規定される再生債務者が、本契約を解除した場合に違約金は発生します。
41	39ページ 第92条 発注者事由の本契約の解除された場合の損害賠償についてご教示お願い致します。	第90条をご参照ください。
42	38, 39ページ 第91条4, 5, 6, 7 削除することは可能でしょうか（違約金ではなく、実際に生じた損害の賠償で処理させて頂く）。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
43	41ページ 第92条12 「相当の期間内に」は、見解の相違が生じる可能性があるため、確定した期間を規定することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
44	41ページ 第92条13 2行目の「第87条、第88条または第91条第6項」は、「第87条第1項または第88条」と変更することは可能でしょうか。 3行目の「受注事業者が発注者の意見を聴いて定める」は、「受注事業者が定める」と変更することは可能でしょうか。 5行目の「受注事業者が発注者の意見を聴いて定める」は、「発注者と受注事業者が協議して定める」と変更することは可能でしょうか。	原案を基本しますが、文言は、事業契約締結までに、発注者と事業者が協議して整理します。
45	41, 42ページ 第93条 本条を削除することは可能でしょうか（実際に生じた損害の賠償で処理すべきと考えます。）。	文言は、事業契約締結までに、発注者と事業者が協議して整理します。

	質 問 事 項	回 答
46	42ページ 第94条1 確認対象が何であるか、及びどのような方法で確認するのか、明確にすることは可能でしょうか。	対象施設、確認事項および確認方法は、第59条第1項の規定によりますが、施設毎の詳細項目等は、発注者と受注事業者が協議して決定します。
47	42ページ 第94条2 「特段の」という文言を削除することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。
48	42ページ 第94条3 「施設機能」の定義を規定することは可能でしょうか。 確認対象が何であるか、及びどのような方法で確認するのか、明確にすることは可能でしょうか。	対象施設、確認事項および確認方法は、第59条第1項の規定によりますが、施設毎の詳細項目等は、発注者と受注事業者が協議して決定します。
49	42ページ 第94条4 本項を削除することは可能でしょうか。	文言は、事業契約締結までに、発注者と受注事業者が協議して整理します。

別 紙

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 川越 英雄 様

### 出 資 者 保 証 書

函館市企業局（以下「企業局」という。）および [SPCの名称]（以下「SPC」という。）との間で、平成 年 月 日付で締結された「赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 事業契約書」（以下「本契約」という。）に関して、SPCの出資者である〇〇会社、〇〇会社、〇〇会社および〇〇会社（以下「当社ら」と総称する。）は、本書の日付けをもって、下記の事項を企業局に対して誓約し、かつ、表明および保証いたします。

### 記

- 1 SPCが、平成 年 月 日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、本日現在、有効に存続していること。
- 2 本書の日付現在におけるSPCの発行済株式の総数は、〇〇株であり、そのうち代表企業〇〇会社は〇株、構成企業〇〇会社は〇株、構成企業〇〇会社は〇株を保有すること。
- 3 当社らが保有するSPCの株式を第三者に譲渡し、または担保権を設定し、もしくはその他の処分を行う場合は、事前にその旨を企業局に書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。
- 4 前項の規定により、企業局の承諾を得て当社らが保有するSPCの株式の処分を行った場合は、当該処分に係る契約書の写しをその締結後、速やかに企業局に提出すること。
- 5 第3項の規定により当社らが保有するSPCの株式の処分を行った場合でも、代表企業〇〇会社の株式保有は、議決権割合が100分の50を超えるものとする。
- 6 基本協定第6条第4項、または第6項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、SPCの保有議決権株式を保有すること。

以 上

代表企業  
所在地  
企業名  
代表者名

構成企業  
所在地  
企業名  
代表者名

構成企業  
所在地  
企業名  
代表者名

構成企業  
所在地  
企業名  
代表者名